



ウィズプラン

(市川市男女共同参画基本計画)

令和8年度～令和12年度
市川市

はじめに

市川市では、1982（昭和57）年に「婦人担当室」を総務部に設置して以来、男女共同参画に関する計画の策定や、活動拠点となる女性センター（現 市川市男女共同参画センター）の開設、男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催や情報発信など、様々な取組を行ってまいりました。

近年、男女共同参画基本法や育児介護休業法（※1）、DV防止法（※2）等の施行により、育児休業やDVに対する理解は着実に深まり、さらにコロナ禍を経て、働き方や生活スタイルの多様性を認め合う意識も広がりつつあります。

一方で、共働き世帯の増加や女性の社会進出が進む中であっても、日本における女性管理職の割合は諸外国と比較して依然として低い水準にとどまっています。また、夫婦間における家事・育児時間の偏りなど、引き続き根強い固定的な性別役割分担意識の解消が求められています。

この度、2008（平成20）年に策定した市川市男女共同参画基本計画の期間満了に伴い、現状や課題を踏まえた見直しを行い、本市の男女共同参画をさらに力強く推進するため、新たな計画「ウィズプラン」を策定いたしました。

本プランは、「人権の尊重」という基本理念を踏まえ、『男女共同参画の推進』、『あらゆる暴力の根絶』、『多様性への理解促進』という3つの考え方を包括した計画となっております。

一人ひとりが基本的人権を尊重し合い、あらゆる場面において男女共同参画が実感できる社会、そして誰もがそれぞれの立場で活躍したいと思える活力ある市川市の実現を目指し、本プランに基づく施策を展開してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたりご尽力いただきました市川市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご意見を寄せていただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

※1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

市川市長 田中 甲



基本目標Ⅲ すべての人がいいきと暮らせる社会の実現	43
個別課題6 多様性を認め合う社会の実現	
個別課題7 健やかな生活を続けることができる社会の実現	
指標一覧	53
参考資料	
用語説明	61
関係法令	64
男女共同参画社会基本法	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
市川市男女共同参画社会基本条例	
年表	90

